　　　 奨学金返還支援制度規程 （会社の代理返還例）

株式会社　〇〇〇〇

（目　的）

第１条 本規程は、会社における人材確保と定着のため若者から選ばれる魅力ある企業になることを目的に奨学金返還支援制度について定めたものである。

（奨学金返還支援制度）

第２条 奨学金返還支援制度（以下「支援制度」という。）とは、自身の奨学金を現に返還している社員に対して会社が返還額の一部（又は全額）を補助するために、手当を支給する制度のことをいう。

（支援制度の対象者）

第３条 支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者（以下「支援対象者」という。）とする。

（１）就業規則第○条に定める正社員であること

（２）大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び高等学校の卒業者等（中途退学者を含む。）で、現に奨学金を返還している者であること

（３）第４条の書類を提出した者であること

（書類の提出）

第４条 支援制度の適用を受けようとする社員は、次の書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。

（１）奨学金の借入総額及び返還計画がわかる書類

（２）正社員となった月における奨学金の借入残高がわかる書類

２ 支援対象者は、毎年、会社が指定する日までに、奨学金を返還していることを証明する書類を提出しなければならない。

３ 支援対象者は、返還計画等の変更があった場合には、速やかに会社に申し出なければならない。

（奨学金）

第５条 本規程に定める奨学金とは、次の各号のいずれかに該当する奨学金をいう。

（１）日本学生支援機構の奨学金

（２）地方公共団体、大学及び公益法人、民間企業その他の奨学金貸与機関が貸与する奨学金

（３）その他会社が認めるもの

（○○手当）

第６条 会社は、支援対象者の奨学金返還を補助するため、「○○手当」を支給する。その支給方法は、一部（又は全額）を代理返還等により行う。

（支給額）

第７条 ○○手当は、月額○○，○○○円又は本人の返還月額とする。ただし、本人の奨学金返還月額を超えての支給は行わないものとする。

　　※　手当の支給方法については、**別紙(次ページ)**のパターンを参考にして作成してください。

２　欠勤、休業、休職中等の勤務していない日、期間についても全額支給する。

（規程の改廃）

第８条 本規程を改廃する場合の手続は、就業規則の変更手続に拠るものとする。

附　則

（施行期日）

この規程は、　　　　年　　月　　日　から施行する。

**（別 紙）**

【手当等の支給方法について】

※ 会社による代理返還の場合は、繰上又は、先掛返還により異なります。

手当等の支給方法については、

　①毎月、給与として支給する方法

　②賞与に併せて支給する方法

　③年に１回支給する方法が考えられます。

これらの場合の規定方法については、次を参考にしてください。

◆**毎月支給する方法**

（支給額）

第**７**条　○○手当は、月額○○，○○○円又は本人の返還月額とする。ただし、本人の奨学金返還月額を超えての支給は行わないものとする。

２　欠勤、休業、休職中等の勤務していない日、期間についても全額支給する。

◆**賞与に併せて支給する方法**

（支給額）

第**７**条　○○手当は、次のとおり支給する。

　　　支給時期 　支　給　額

　　　〇月、〇月 　○○，○○○円又は本人の返還額(先掛又は繰上返還分)とする。

　　ただし、支給月前〇か月間の本人の返還額を超えての支給は行わない。

２　欠勤、休業、休職中等の勤務していない日、期間についても全額支給する。

◆**１年に１回支給する方法**

（支給額）

第**７**条　○○手当は、〇月に支給することとし、支給額は○○，○○○円又は本人の返還額(先掛又は繰上返還分)とする。

　　ただし、支給月前１２か月間の本人の奨学金返還額を超えての支給は行わないものとする。

２　欠勤、休業、休職中等の勤務していない日、期間についても全額支給する。